

## 東久留米市立学校におけるいじめ問題の根絶に向けて

いじめは、いじめを受けた子供の人権を著しく侵害し、その尊厳を損なう重大な問題である。

いじめ防止対策推進法の施行や議論を経ながら、学校現場においても同法の理解を進めてきたところであり、個別の事案に接して、同法の定める「いじめ」該当性への理解やいじめ重大事態に関する対応が十分でない状況はあってはならない。

加えて、傷ついた子供やその保護者の思いを学校が適切に汲み取れていない場合もあってはならない。表面的には重大と捉えにくい、好意で行った言動や意図せずに行った言動でも「いじめ」に該当し得ること、また、子供が自ら苦痛を訴えることができなかつたとしても、その内面では深く傷ついている可能性があることを常に意識した対応が必要である。

また、いじめの重大事態には、被害者が生命、心身又は財産に重大な被害を負う事案だけでなく、長期の不登校となる事案が含まれている。このような不登校事案については、「基本的な方針」で、年間を通じて欠席日数 30 日を目安とされていること、いじめ防止対策推進法第 28 条 1 項で、いじめにより欠席を余儀なくされている疑いがある場合という定義があることから、学校では、各々の事案が不登校重大事態に該当する可能性があることに厳に留意しなくてはならない。

こうした点を踏まえ、東久留米市教育委員会は、いじめ問題を根絶するという決意の下、一人一人の教職員の人権感覚や校長のリーダーシップ、相談体制等を問い直すために、学校と教育委員会が一丸となって解決に取り組むこととした。各学校においては、これを踏まえ、全ての学校・学級からいじめが根絶され、児童・生徒は当然のこと、保護者や地域が安心して子供を通わせることができる学校・学級づくりを推し進めるよう一層努められたい。

東久留米市教育委員会  
教育長